

衆議院 総務委員会 議 録 第 九 号

平成十八年二月二十八日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 中谷 元君

理事 佐藤 勉君 理事 谷 公一君
理事 葉梨 康弘君 理事 萩生田光一君
理事 やまぎわ 大志郎君 理事 後藤 斎君
理事 渡辺 周君 理事 谷口 隆義君
理事 石破 茂君 岡部 英明君
上川 陽子君 木挽 司君
桜井 郁三君 実川 幸夫君
関 芳弘君 田中 良生君
谷本 龍哉君 土屋 正忠君
土井 亨君 永岡 桂子君
萩原 誠司君 橋本 岳君
早川 忠孝君 福田 良彦君
山本ともひろ君 渡部 篤君
逢坂 誠二君 園田 康博君
田嶋 要君 寺田 学君
西村智奈美君 福田 昭夫君
横光 克彦君 富田 茂之君
古屋 範子君 吉井 英勝君
重野 安正君 亀井 久興君

総務大臣 竹中 平蔵君
総務大臣政務官 上川 陽子君
総務大臣政務官 桜井 郁三君
総務大臣政務官 古屋 範子君
政府参考人 (公正取引委員会事務総局 審査局長) 松山 隆英君
政府参考人 (総務省大臣官房総括審議 官) 荒木 慶司君
政府参考人 (総務省行政管理局長) 藤井 昭夫君

政府参考人 (総務省自治財政局長) 瀧野 欣彌君
政府参考人 (総務省自治税務局長) 小室 裕一君
参考人 (日本郵政公社理事) 岡田 克行君
参考人 (日本郵政公社執行役員) 元女 久光君
総務委員会専門員 太田 和宏君

委員の異動

二月二十八日

辞任

奥野 信亮君

田嶋 要君

同日

辞任

早川 忠孝君

園田 康博君

補欠選任

早川 忠孝君

園田 康博君

補欠選任

奥野 信亮君

田嶋 要君

二月二十八日

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案
(内閣提出第二四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第二一号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣
提出第二二号)

○中谷委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案
及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両
案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本郵政
公社理事岡田克行君及び執行役員元女久光君の出
席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として公正
取引委員会事務総局審査局長松山隆英君、総務省
大臣官房総括審議官荒木慶司君、行政管理局長藤
井昭夫君、自治財政局長瀧野欣彌君及び自治税務
局長小室裕一君の出席を求め、説明を聴取したい
と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○中谷委員長 この際、去る十六日の渡辺周君の
質疑に関し、日本郵政公社より発言を求められて
おりますので、これを許します。日本郵政公社理
事岡田克行君。

○岡田参考人 先日の渡辺先生に対する答弁で、
平成十六年度北朝鮮あて保険付郵便物の物数につ
きまして誤った数字をお答えしたことに對し、ま
ずおわび申し上げます。本当に申しわけございま
せんでした。

平成十六年度の北朝鮮あて保険付郵便物の引受
数として千五百六十通と答弁いたしましたでしたが、こ

の中には書留郵便物の引受分も含まれておりまし
て、正しくは五百三十三通の引き受けとなっております。

その際先生より要請のありました、北朝鮮あて
保険付郵便物の現金総額集計につきましては、全
国の取扱郵便物の調査を行うには時間がかかるた
め、現在、取り扱いの多い東京中央郵便局と大阪
中央郵便局の二局につきまして調査を進めており
まして、早急に報告ができるように取り組んでい
るところでございます。

本日に申しわけございませんでした、心よりお
わび申し上げます。調査の方はしつかり行
ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中谷委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。
それでは、九時間に及ぶ委員会質疑の締めとい
いますか、総括的な質問をさせていただきますとい
います。

今の、岡田理事にお願したいんですが、前回
もちよつと質問して、全国は確かに時間がかかる
ということでございますけれども、東京中央郵便
局と大阪中央郵便局に關しましては、全送付数の
大体二割を占めているということでございます。

そろそろ前回質問に立つてから一週間以上たつわ
けなんです、その辺について、一体いつごろが
めどなのか、まず冒頭それを聞いて、それをお答
えいただいてから御退席いただけますでしょうか。

○岡田参考人 ただいま答弁いたしました二局の
分につきましては、大半の集計が終わっております
して、最終的なちよつとチェックをしている段階
でございますので、そう時間のかからないうちに
御報告できると思っております。

○渡辺(周)委員 ぜひ慎重を期しながらも速やかに出していただきたいと思ひます。私に關しては、私の質問ではもうございせんので、もし所用がありましたら、御退席いただいて結構でございます。

それでは、地方税法等の一部改正の法律案それから地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、質問をさせていただきたいと思ひます。各論につきましては、これまで私も民主党のそれぞれの委員から、四時間半にわたりまして、さまざまな観点から質問させていただきました。この後、私と後藤委員と二人で質問させていただきますわけですが、私は、ちよつとそもそも論につきまして、大臣にぜひ御見解を伺いたいと思ひます。

私も、平成三年から約六年、五年半ほど、平成八年まで静岡の県議員をしておりました。その間何となく、やはり県議会の陳情で上京もしました。

また、国会へ出てきてからも、例えば、私の選挙区は静岡県の沼津市というところですが、駿河湾に面して大変広い海岸線がございます。そこが台風の影響で、高潮でいわゆる防潮堤が下がえぐられまして、高潮対策で早急にこれを何とかしなきゃいかぬということで、地元の沼津市というところと、隣接する富士市というところがあるんですね、陳情に来るからぜひ立ち会っていただきたいと地元の市長さんから言われて、国土交通省に行つたことがございました。

そのとき驚いたのが、私の町から五十人、隣の富士市から五十人。沼津市から来た陳情団は、地元の自治会長さん初め、もちろん行政関係者もいらつしたんですが、新幹線で参りました。隣の富士市の方は、バスに乗って、借り上げて、東京まで来られました。おおよそ百人の方が来られて、国土交通省のウナギの寝床のような細かい迷路のようなところをずっと陳情して回るわけなんです。

当然、行政の方がいろいろたくさん資料、そも

そもこの現場はどこにあるかというような地図から始まつて、写真を撮つてそれを張りつけたものを、こんなのを持ってきてまして、これを、当時は大臣それから政務次官、それから担当する局長やら課長やら、どんどん置いて回る。百人もの人間が国土交通省の中を歩いているわけですから、もう後ろの方なんか、前の方で何をやっているか全然わからないわけですよ。前の方でも、頭下げ、出ようと思つたら、ぶつかり合ひながら、はい、引き返します、今度は上の階へ行きますといつて、もう何だかわからないけれども、後ろの方はただとにかくついてきて、何の陳情をしているのか、何の話をしているのか、全然わからない。

しかも、行く先々でうなぎパイが何かを一個ずつお土産に置いていくものですから、一体、これは経費がえらいかかっているなと。でも、それをやはりやらなと、まあ、何を申し上げたいかと言ひますと、そこまでやつて初めて地元の熱意というか誠意だと。もうセレモニ化しているんですよけれども、それをやつて初めて陳情が完結するみたいなのがございまして。

それを、とにかく今これをやらなきゃいけないという、そろそろ、もうこれだけのコストをかけてわざわざ数十分の陳情のために上京してくるようなものを見ながら、これは本当に、目の前にある防潮堤の工事ぐらい、応急の工事ぐらいは、まさに静岡県庁の土木事務所に行けばいいじゃないか、なぜ霞が関にこんな百人の人間で来なきゃいかぬのだらうかと思つたわけでございます。

これに類する話はもう皆さん方たくさんあります。一つ一つ挙げる理由もありませんが、これは別の県であります、以前何かで読んだときには、どこか北陸の方々が飛行機で東京に陳情にやつてきた。百万円かけて陳情に来て、学校の夜間照明が何かの、ついた補助金が百万円だったという、百万円かけて百万円の補助金をもらいに來るといふおかしな話がいつぱい、もう枚挙にいとまがないわけでございます。

もう常に、地方分権こそ国家の改革である、これはみんな、だれもが言っているし、本屋に行けば、そのたぐいの本は、行政関係の本とか物すくい売っているわけでありまして。ですから、地方分権を推進していかないと、本場にこの国の、コスト削減も含めて改革ができない。やるべきだともう何年も前から、えらい昔から言われておりますけれども、なぜこれができないのかという、これはそもそも論なんです。総論は賛成だけれども、いざ各論になると反対をする。

この後、きよう答申が出される北海道の道州制についてちよつとお聞きをしたいと思ひますが、これは、中央の省庁が自分たちの権限と人員が減らされるということとそれを嫌がるのか、それとも、地方にはまだ任せられない、地方には残念ながらまだそれだけの言葉は悪いですけれども、力量がないということとこれは進まないのか。大臣、そもそも論ですが、これについてどうお考えか、ぜひ御見解をいただきたいと思ひます。

○竹中国務大臣 お答えを申し上げます。渡辺委員今御指摘のように、陳情というのは、本当に陳情なさる方も大変だし、実は陳情を受ける方も大変な面があるということなんだと思ひます。ある意味で中央集権、やはり物事が霞が関、永田町を中心で決まっているという一つの象徴的な現象になつてきているのだというふうに思ひます。

御指摘のように、地方分権となると、だれも総論として反対する人はいません。にもかかわらず、どんな小さなことでも、一つ権限なり財源を中央から地方に移そうと思つと、これはもう大変でございます。国民が全員支持して、与野党そろつてこれには賛成しているにもかかわらず、先般の三位一体改革のときに、総理大臣みずからが何度も何度も旗を振つて、しりをたたいて、ようやく少し中央官庁が動くというのが現状だと思ひます。

その原因は一体どこにあるのかというお尋ねなわけですが、渡辺委員は二つ原因と今指摘

をされて、やはり中央省庁の権益の問題なのか、それとも地方の力量の問題なのかというお尋ねでございますが、私はやはり前者の問題が基本的に極めて大きいというふうに思ひます。

お役人の方というのは、それぞれの持ち場の仕事は間違ひなく一生懸命やっておられるし、一人一人と話すとき大変高い見識もお示しになるわけですが、私自身も、事自分の省庁の権益の話になると、私はちよつとやゆしているところでも申し上げるんですけれども、まるで人が変わつて、人格が変わつたように、物すごい組織防衛という論理になります。もう毎日のようにそういう姿が見られているわけ、やはりそこなだと思ひます。逆を言つと、一たん突破すると、それに基づいてしっかりと仕事をなされるというのにもまた官僚、お役人の一つの姿であらうというふうに思ひます。

地方の力量に關しては、私は、これは鶏と卵のような問題だというふうに思ひます。しっかりと権限と財源が移譲されることによつて地方もさらに力量を増していくことになると思ひますし、その点は、やはり前者の問題をしっかりと解決していくことが重要、そのためのリーダーシップが大変重要であるということであると思ひます。

○渡辺(周)委員 これは、今大臣が御指摘になられましたように、自分たちの権限と人員が減るようなことを自分たちから出せないわけでございます。よく言われる行政改革あるいは構造改革というのは、自分たちの自分たちによる自分たちのための改革をしてしまふ。ですから、これは本当に政治判断、政治決断によつて方向を決めてやらなきゃいけないわけでございます。

そういう意味では、私たちは、効率的でまさに温かい行政をやろうと。やはり効率的ということ考へた場合、先ほど申し上げた例をもう何度も繰り返すまでもなく、とにかく非効率な、あるいは非常にコストパフォーマンスとしてほしいようなことをしながら今までは地方行政を運営

北海道という単独の地方自治体がもしこの権限を移譲できるということならば、例えば静岡県でもできるのではないか、あるいはそれ以外の、長野県でも山梨県でも当然権限の移譲というのはできるのではないかというふうに考えれば、非常に、地方支分部局も含めたあり方というものが二

○竹中国務大臣　道州制の話、道州制特区の話、そして地方支分部局の話、これはともに、総務省として、また私自身が非常に強く取り組みたいと思っているテーマについて御質問をいただいたと思っております。

まず、前者の、とりわけ北海道の道州制特区の話でございますが、これは、御承知のように内閣府の所管で、今内閣府でいろいろと、まさに協議を深めていただいているというふうな思っております。

そういうところをしっかりと見直していくということは、この総人件費改革実行計画の極めて中心的な部分でありますので、これは先般、行革担当大臣から総務大臣に対して、地方支分部局の問題等については特に総務大臣がしっかりと見てくれという協力依頼を受けております。私もしっかりと対応しますという発言を閣僚懇でさせていた、だいであります。まさにそのような方向で取り組んでまいります。

例えば、国家公務員が地方公務員という身分になつて、道州制が進むことによってその中で一時的に地方公務員がふえるかもしれないませんが、そのときは、岩手県の増田知事に言わせると、それは地方分権を進める上で覚悟だ、地方が一時的に職員がふえるけれども、それは、当然のことながら、理解を得られるように、そして削減をしていくことによって、権限をまずはゆだねてもらうということをおっしゃっていました。

地方支分部局で一つ例を挙げたいんですけれども、ちよつと驚くような、これは国土交通省関連

でございますけれども、時々わからないようなお仕事、これは地方分権というよりも、もしこういう方々が、道州制への移行によって、あるいは権限移譲することによって、かなり少なくなるんじゃないかなというのを申し上げたいわけでございます。

先ほどちよっと、二十一事務を移譲する中で一級河川の管理というところがございました。この権限を移譲してどうかということが例示されたというふうなことを申し上げましたけれども、例えばこれは北海道なんですけれども、ここにございます数字を申し上げますと、水門の操作員というのがあるんですね。これは非常勤公務員です。水門等操作員、無保険車街頭取締補助員という二つの業務がその他の職員に分類されていて、水門等操作員というのは、北海道開発局が、旧北海道開発庁の方々が今お仕事をしていたら、大雨が降ったときの水門のあけ閉めだとか、あるいは定期的に水門をチェックしに行つて、要はモニターしに行つていますと。この方々が何と千五百九十四人もいるんですね。

千五百九十四人も水門等操作員という方がいらつしやいますと、この方々と合わせて、その他の職員という分類ですが、無保険車街頭取締補助員という方と合わせて二千三十一人。トータルで幾ら人件費がかかったか、二億二千三百万円。そのうち水門等操作員には一体幾らぐらい人件費が払われているのかわかりませんけれども、時給千七百八十八円でございます。雇用期間は一年だけども、再任可ということで、どれぐらいでもできるのかなと。

今こういう数字をちよっと精査してありますけれども、こういうことが果たして非常勤であれ国家公務員がやることなんだろうかと、地方に任せていいじゃないかというふうに思うわけですね。

もう一つ、これは別に、観測監視等職員という内訳の中にもやはりまた水門等操作員というのがあるんですね。この人は旧建設省の方です。先

ほど申し上げた方々は旧北海道開発庁の方です。結局、合併したけれども、水門等操作員というのは二種類いらつしやるんです。二種類というのは悪い言い方ですけども、二グループあるわけですね。

この方々も含めて、この方々と、水門等操作員、河川環境保全モニター、道路情報モニター、この方々が千六百人いますと、かかっている人件費が一億四千二百万円。この河川環境保全モニターは何と時給七千円ももらっているんですね。三時間もやったらもう日当二万一千円、まさにちよっと驚くような給料が払われている。

ただ、これは、先ほどおっしゃったように人件費にカウントされていなくて、いわゆる定数外の人たちですから、この間も申し上げたように、さまたまなところから捻出をされている。まさにこういうところで、無駄遣いと断言はできませんけれども、極めてちよっと疑問なような方々がいっぱいあるんですね、調べていきますと。

これを例えれば本当に国家公務員がやるのか。どうしても必要なら、地方にやらせる、だれか本職の、職務の一つとして、地方自治体の職員に兼務してもらえばいいわけですね。河川の環境保全モニターだとかあるいは水門の操作をなぜそんな高い日当を払つてそれだけの人を雇つてやるのか、それならば地方のどこかのセクションがこれをやればいいじゃないかと私なんかは思うわけでございます。

これについてはまたぜひ御提言をしたいと思いますが、何せ理解のできないような職種も実はあるんだなということでございます。その点についてはまた改めて質問をいたしますので、ここではお答えいただきませんが、ぜひそういうことを御認識していただきたいと思ひます。

時間がございませんで、あと二点、質問させていただきます。

昨年の特別国会で我が方が申し上げました、私もこだわっておりますが、地方の特殊勤務手当。これは、地方の財政健全化という意味からいくと、

地方合わせて大体四百億円と言われていますが、地方の特殊勤務手当というのは今現状どのように改善されているかということにつきましてお尋ねをしたいと思ひます。それが一つ。

それともう一つは、昨年の特別国会で、この委員会ではございませんでしたけれども、付託はされませんでしたけれども、委員会でも取り上げました。きょうの新聞にも出ておりましたけれども、これは人事院でございましてけれども、いわゆる国公準拠をやめて、いわゆる地方自治体の人件費、給与、これを国公準拠の原則から、地方自治体の人件費を見直すというように報道がされました。この点について今どのように総務省はお考えかということが二つ目です。

もう時間がないからまとめて聞きます。

もう一つは、我々が、官民格差を是正するためには、百人以上の事業所を対象にした国家公務員の人件費の算定はおかしいのではないかとということで法案を昨年出しましたけれども、この点について、きょうの報道にも出ていましたけれども、国の人件費、百八十万から二百万違うと言われ、国の人件費が非常に高い。これを、いわゆる調査する対象を中小企業まで広げるといふような報道がありましたけれども、これは事実かどうか、またそういう方向に進んでいるのかどうか。

最後、時間もございませんで、まとめてお尋ねをしたいと思ひます。

○竹中国務大臣 三点御質問をいただきました。

特殊勤務手当については、従来から厳しい御批判もいただいて、その適正化を進めてきたところでございますけれども、さらに重点的な見直しを促進しますために、都道府県、政令指定都市の実態について特別調査を行いました。そして、その結果を平成十六年十二月に公表しておりますけれども、それに加えて、昨年の三月に地方公共団体に通知をしました例の行革指針、新行革指針においても、こうした特殊勤務手当を含めた諸手当の支給のあり方について、総合的な点検や見直しを推進するように要請しているところでござい

ます。

それを踏まえて、どのような現状になっているかということでありまして、各団体においてもいろいろな真摯な取り組みが行われているというふうな認識をしております。例えば、昨年度中に特殊勤務手当の是正に取り組んだ団体の数というのが把握されておりますが、前年度に比べて、都道府県、政令指定都市において二倍になった、全地方公共団体においても約五割増しになったということでございます。

今後とも、例の集中プランが三月末に出されてまいりますので、そうした取り組みについてフォローアップを我々としても行いまして、適正化を強力に進めたいというふうな思っているところでございます。

二番目の国公準拠の問題でございますけれども、地方公務員の給与は国に準ずるといふ、いわゆる国公準拠の考えについては、これを廃止することを決定したというような事実はございせん。現在、総務省に設置しております地方公務員の給与のあり方に関する研究会というのがございまして、そこで重要な課題として御議論をいただいているところでございます。

これは、地方公務員の給与決定の基本にかかわるものでございまして、本年三月中に取りまとめを予定されている研究会の最終報告に向けまして、やはり地方公務員の給与に地域の民間の給与の状況をよりの確に反映させるといふことは必要だと思っておりますので、総合的な観点から御検討をいただいているところでございます。

最後に、三点目、中小企業の状況をしっかりと公務員の給与に反映させるべきではないかということでございますけれども、これはまさに、民間の水準をどのように把握するかという大変重要な問題で御提起をいただいていることだと思っております。

そうした御意見も受けまして、既に、政府としては、人事院に対してそうしたことの御検討をお願い、要請しております。諮問会議に人事院の総

裁においでをいただきまして、その場で御要請を
しているという経緯でございますので、現状で
は、人事院において、そういう、民間の実態をよ
り正しく、中小企業のことまで含めて把握する
というための検討を進めていただいている段階で
ございます。

○渡辺(周)委員 時間の関係ですべて質問できな
かったわけですが、特殊勤務手当について、静岡
県の場合ですけれども、新年度から、四月から九
種類やめる。例えばわさび栽培作業手当、ワサビ
栽培をするとき三百六十円出るとか、時々、知
らないよ、こんなのあったんだというふうな、あ
るいは牛ふん尿散布作業手当とか、いろいろあり
ますけれども、九種類やめて、大体これで年三百
六十五万円削減する。三百六十五万円といつた
ら、財政的にどれぐらい本場に影響があるのかと
いうことだと思いますが、ただ、その姿勢だと思
うんですね。この程度の手当を見直せないところ
が大きな財政再建をできるわけがない。

これは、四十七都道府県が同じように取り組め
ば何億という単位での削減につながるわけござ
いますので、四月からどういう自治体がどうい
うふうに廃止するかということについてはまた改め
てお尋ねしたいと思いますが、次回また取り上げ
たいと思いますけれども、こうした地道な成果が
出ているということにつきまして、ぜひ定期的に
総務省としても公表して続けていただきた
いなというふうに思っております。

以上で終わります。

○中谷委員長 次に、後藤齋君。

○後藤(齋)委員 民主党の後藤齋でございます。
地方税法に入る前に、一点、二月の十六日に質
問させていただいた、いわゆる郵政公社の一円入
札について、冒頭、幾つかお尋ね、確認をしたい
と思います。

十六日の際にもお尋ねをしましたが、いわゆる
簡易保険、簡保の資金の資産管理事務の外部委託
というものが、平成十七年の十二月の十六日に入
札を開始し、落札がその後いろいろな経緯を経て

一月の二十日に決まったということでありま
す。この際に、前回も御指摘をさせていただいたよう
に、従来であれば、現在は公社の中でこの資産管
理をされておる、その前は当然郵政省の中でやっ
ていたということでありまして、そして、入札をさ
れた信託銀行は一円で入札をされ、その理由は、
その後発生するであろう日銀からの手数料収入が
数十億円あるということを踏まえて一円で入札さ
れたと。

内部でいろいろな御議論をされてこの経緯に
至ったという話は聞いておりますが、まず冒頭、
公社でやっていたこの事務を一括委託したのはな
ぜかということと、あわせて、八十兆という巨額
なあの資金を、資産管理という事務であります
が、一社に限定してなぜやったのか。八十兆とい
う部分であれば、例えば、リスク分散ということ
であれば、管理業務であっても半分ずつ対応させ
るとか、いろいろな手法があったはずですが、な
ぜ一社に絞って一括委託をしたのか、冒頭、お尋
ねをしたいと思っております。

○元女参考人 それでは、まず質問の最初の方で
ございましてけれども、公社がやっていた事務を一
括委託したのはなぜなのかと。

確かに、現在、公社は資産管理事務を行って
おります。ただ、民営化後という展望を開いた場合
に、今やっている事務以外に、例えば税務処理と
いったようなもの、それから保険業法に基づく生
保会計への対応といったような、いわゆる民間生
命保険会社として必要な事務が新たに発生するも
のでございます。

そういう中で、業界といえましょうか、民間大
手生命保険会社におきまして、資産管理につき
ましては、いわゆる非競争分野と位置づけまし
て、事務リスクの低減と運用効率の向上といった
点から、こうした資産管理を専門に行う信託銀行
へ委託するというのが流れとしてなっております。
こうした点をとらえまして、こうした新たな
に発生する事務も対応できるというようなこと、
また確実に円滑な民営化の推進といったような

のも視野に入れますと、こういう資産管理を一括
して専門の信託銀行へ委託するというのが適当で
はないかと判断して委託することとしたものでご
ざいます。

それから、八十兆円という巨額なお金なので例
えば二社に分けてもよかったのではないかと
御指摘でございますけれども、今回、外部委託す
る資産管理事務、具体的な中身としましては、例
えば、私どもが約定しました有価証券の売買に伴
う資金の決済とか債券の決済、これは名義変更を
するわけでございましてけれども、それからそうい
う債券から発生します元利金の受け払い事務と
か、それから資金運用に伴う会計とか決算処理と
いったようなものが具体的な中身になるわけでご
ざいます。

仮にこうした事務を二社に分けた場合に、二社
がそれぞれ資金とか債券の授受を行うことになる
ということ、日々の会計帳票を私どもの郵便保
険会社の方で集計し直さなければならぬという
ような格好になるとございます。特に中
間、期末等の決算期におきまして膨大な貸借対照
表等の作成事務が発生するわけですが、そうした
貸借対照表等の数値を検査するとか集計するとい
う事務が、二社に分けますのでちよつと邪魔し
てしまうというところもございまして、
またあわせて、計算間違いをすれば事務リスクに
なるわけでございまして、その辺を勘案して、
一社に一括して委託すると。民間生命保会社でも基
本的には一社に委託する例が多いというふうに分
けておるところでございまして、そうした点が理由
でございまして。

○後藤(齋)委員 今のお尋ねの中で、ミスも二つ
に分けるとあるというふうなお話だったんです
が、実際に、既にこの一円入札というのは過去に
も何事例があつて、昨年の十二月にも、財務省の
近代金貨売却業務に係るオークションの運営補助
業務の入札に閣下が一円入札がありました。そ
の際には、独禁法十九条の規定に違反するおそれ

があるということで、ヤフーやその委託先である
シンワアートというところに対して警告が発令さ
れております。

公取の方がいらっしゃっていると思うんです
が、今回の郵政公社の行つたいいわゆる一円入札の
事案に対してどのように御見解をお持ちでしょう
か。

○松山政府参考人 お答えいたします。

今御質問の、郵政公社が発注した資産管理事務
委託業務についての一円入札の問題でございます
が、個別具体的な事案につきましてはお尋ねで
ございまして、具体的に今公取としての正式な見
解を申し述べるといふのは差し控えていただ
きたいと思っております。

ただ、一般論で申し上げますと、公正取引委員
会といたしましては、正当な理由がないのに供給
に要する費用を著しく下回る対価で継続的に販売
して、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそ
れがあるというような場合がございまして、不
当販売に該当するということで従来から厳正に対
処しているところでございまして、そういう面
で、そうした考え方に基きまして今後も対処し
てまいりたいと考えているところでございまして。

○後藤(齋)委員 日本で今いわゆる資産管理を
行っている株式会社や銀行は三社あるというお話
を聞いています。今の取扱量では、ほぼ百二十兆
前後で三社拮抗しております。これに公社が改め
て八十兆という部分を資産管理で委託をされて、
公社は一挙にこの三社の頭をかなり抜くような形
になります。

仮に、この独禁法四十五条の事実があるとき、
どなたからか事実の報告があつて、「適当な措置
をとるべきことを求める」という四十五条一項の
規定に基づかれて何らかのアクションがあつた場
合、公取はどんな形で対応なさるんでしょうか。
○松山政府参考人 御指摘のとおり、公正取引委
員会は、独占禁止法の四十五条に基づきまして申
告等がございすれば、法律の規定に、何人もこ
の法律に規定する事実があると史料するとき公

正取引委員会に対してその事実を報告し適当な措置をとることを求めることができるという規定がございまして、そのような報告があった場合には必要な調査をしなければならないということで、調査させていただくこととなると思います。

○後藤(斎)委員 公社が十六日の答弁の中でも触れられたように、中での弁護士と相談されて、不当販売に該当するおそれはないという中で現在でも作業を進められております。

仮に、ここで警告なり違反の事実ということがあったら、公社としたら今後どのように対応するんでしょうか。

○元女参考人 今般の一円入札という点で、その契約金額についていろいろ御質問はいただいておりますが、繰り返しになるかもしれませんが、私どもとしては、不当販売、差別対価、優越的地位の濫用といった法令への抵触のおそれがあるのかないのか、それから、契約期間満了後における優位性の部分があるのかないのか、それから、当該受託者に契約履行能力があるのかないのかといった点を総合的に検討しまして、いずれも問題はないという判断で契約をしたものでございます。

したがって、公社としましては、本契約は有効に成立しているというふうに考えてはおりますけれども、仮に、受注者である事業者に対して公正取引委員会から独占禁止法に違反するといったような判断がなされた場合には、当該事業者の申し出を待って対応を検討することとしたいと思っております。

○後藤(斎)委員 大臣、公社はこれから来年の十月一日に向けていろいろな御準備をなさるということとはよくわかっています。ただ、内部だけの議論というよりも、まだ総務大臣が公社のいろいろな指導監督という立場に現在ではございます。こういう大きな事案ではないという御認識だったかもしれませんが、少なくとも民営化に備えて、八十兆という資産を管理させるという今までと違った対応の仕方があって、なおかつ、公取とも事前

の十分な相談もしなくて対応してきたということ、ぜひ大臣、これからいろいろなことが株式会社、民営化に向けて公社も対応があると思います。国民の皆さんから余り疑義がないように、大臣からもきちつと指導、チェックをお願いしたいと思いますが、簡潔に御見解をお願いいたします。

○竹中国務大臣 今、委員が御指摘になった個別の経営判断の問題についてでございますので、これは公社の方できちつと対応されているというふうに聞いておりますけれども、一般論として申し上げれば、まさに今、後藤委員御指摘のように、公社が公社としての機能を日本の社会の中できちつと果たしていく、それをしっかりと監督する責任と権限が私たちにはございます。権限もあるし責任もあると思っておりますので、適切に対応していくというのは、大変私たちにとって重要な役割だと思っております。

○後藤(斎)委員 ぜひそんな形で今後とも、よりよい形の、国民にきちつと情報開示をしながら対応されることを求めていると思います。

地方税の部分に入りたいと思います。地方税が、非常に徴収の確保が困難ないわゆる滞納部分がなかなか減らないという現実がございします。確かに、歳出のいろいろなコスト削減の努力をなさったり、また税収回復ということである御苦労を各自自治体、総務省も含めて対応なさっております。

きのうの新聞では、国税の滞納が二年連続一兆円割れということで、かなり国税の方の滞納額は減少の幅が多くなつて、ある意味では健全化になつています。一方、地方税の方では、累積額でいえば二兆円を上回る部分からなかなか下げどまらないということになっております。

実際、平成十五年度と十六年度決算を見ますと、十六年度が、トータルで累積滞納額が二兆一千六百四億円、減少率としたら四割減。一方で、国税の方は、十六と十七年度を比較してみると二・三割の減、九千億ほど、要するに滞納が減つ

ているということでありまして。

これは、いろいろな御努力をなさっていることは承知をしておりますが、大臣、後で定率減税についても触れさせていただきましたが、やはり地方税の滞納をなくす。税の徴収の公平性の観点からいっても、まじめに払っている方が損をするようなことは、かなり近い部分にいらつしやる住民の方から見れば、いや、あの人が払っていないのに何でおれだけまじめに払うのかということになる。これは、NHKがあの不祥事の以降いろいろな御努力をしてもまだまだ受信料が回復をしないということとはイコールだと思いませんが、ぜひまず、きちつとルールに合ったものは取る努力を、徴税の努力をもつともしていただきたい。その取り組みについて、大臣、どんな形で臨まれていくのか、御見解をお伺いしたいと思っております。

○小室政府参考人 大臣の方から御答弁させていただきます。ただ前に、数字の関係で、後藤委員おっしゃられた国税のお話、記事、たしか新規発生分ということで、現年分の数値でございします。それがピーク時から半減したということ、そういう意味では、地方税の方も現年課税分という意味では最新のところで五千二百三十一億円。ただ、これには前年度までの滞納分で繰り越されて積もっていく部分がありますので、その辺を合わせて二兆円という数字、その辺はまた機会がありましたら後藤委員にあれしたいと思っておりますけれども、そういう事実関係にあるということとあえず私から御答弁申し上げます。

○竹中国務大臣 今、委員お話しくださいましたように、決められた税金をきちつと払っていたら、当局からするときちつと徴収する、これは本当に基本中の基本であると思ひます。

まず、委員御指摘になりましたように、やはり税の公平性の観点で納税者の信頼が揺らぐようなことがあってはいけません。したがって、同じようにきちつと払うべきものは払っていただくことが重要。また、自治体からしましても、これはまさ

に重要な財源でありますから、財源確保をするという観点からも重要でございします。このため、我々も幾つかの努力は行つてきているつもりでございます。

近年におきましても、地方税の徴収の効率化に資するための制度改正としましては、いわゆるコンビニで納税することを可能にした。これは平成十五年度改正でございます。そして、脱税に対する罰則の強化なども行つております。一方で、地方の税務職員の研修等々を、実践的かつ高度な研修を自治体大学校で行うというようなことも充実をさせてきております。

さらにもう一点申し上げますと、地方団体が徴収対策を強化するためのインセンティブを付与するという観点から、地方交付税の基準財政需要額の算定におきまして徴税強化の努力を反映する制度を平成十七年度分から実施したというのも事実でございます。

いづれにしても、税源移譲をしますとますます地方税が重要になってまいりますので、しっかりとそうした納税がなされますように、現場の声もよく聞きながら、必要な対応を我々も行つてまいりたいと思っております。

○後藤(斎)委員 ぜひ、その公平性という部分からいえば、バランスがとれてというよりも、むしろきちつと住民の方から理解をされる仕組みにしたいのだと思います。

その中で、今回、定率減税を見直す、要するに廃止をするということで、改正案が今議論をされております。平成十一年のこの導入当時、いわゆる抜本的な見直しを行うまでの間ということで、暫定的になされてきました。

今回、全体を見て、かなりいろいろな部分で工夫はあるというふうな一部評価をするもの、やはり、今お話をさせていただいた滞納の部分にも関係するんですが、本当に公平な税制であるかといえ、そうではないという議論も大臣もいろいろなところからお聞きになつていっていると思ひますが、なぜこの時点で、ある意味ではねらい撃ちに

した、取りやすいところから取るような仕組みに変えてしまうのかという意見もございます。

ぜひこの点について、やはりわかりにくい、もっとやはりこの定率減税は、この委員会でも議論があるように、まだまだ都市と地方の格差とかいろいろな格差がある中で、貧しい者だけがもっと貧しくなっていくようなものにはしてもらいたくないという御議論もある中で、この改正をどうしてもと実現をしなければいけないということになった、その考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○竹中国務大臣 今の御質問は、今御審議をお願いしております地方税のみならず、国税を含む税全体の話に関連する問題でもあろうかと思えます。

定率減税の性格に関しては、これまでもいろいろ御議論いただいて、いろいろな問題点があるじゃないかという御指摘もいただいていたというふうに承知をしております。

ただ、私どもの理解としては、定率減税というのは、平成十一年に景気対策として導入された暫定的な税負担の軽減措置である。そういう意味では、昨今の経済状況の改善等を踏まえて必要な修正を行っていくかなければいけないのではないかと、これが基本的な姿勢でございます。これについては種々異なる御意見があるということは承知をした上で、私どもはやはりそういう考えだということを申し上げているわけでございます。

経済の状況が今どういう状況かということは、いろいろ申し上げませんが、象徴的に、二〇〇五年十一月十二期の実質GDPは年率換算で五・五％と。もちろん、これは本来持っていた潜在成長力より非常に高いですから、これが日本経済の実力であるということでは全くございせんけれども、一時、平成十一年当時議論されていた状況とはやはりさま変わりになった。

一方で、個人の所得課税の抜本的な見直しにつきましては、近年の改正におきまして個人所得課税の基本的枠組みであるところの人的控除を見直

すとともに、十八年度税制改正において、御承知のように、住民税の税率を一〇％フラット化するというような形で、税率構造の見直しを進めることとしていらっしゃるわけでございます。今回の措置は、そうした構造的な見直しを本格的な見直しを踏まえて、そして同時に景気状況を踏まえて、定率減税を廃止するというふうな我々としても判断をさせていただいているところでござい

ます。

○後藤(倉)委員 大臣、全体の、全国一律ベースの中でいえば確かにそうかもしれませんが、たくさん委員からも、同僚議員からも常に御指摘があるように、やはりまだまだ地方の部分ではそうならない地域もたくさんあるということにはぜひ御理解をいただきたいながら、これからより抜本的な改正の部分に向けても御努力をぜひお願いしたいと思えます。

次に、いわゆる普通会計と特別会計、これはいろいろ国の中でも議論をされております。特に今、大臣の諮問機関であります分権ビジョンの懇談会でも、いわゆる倒産法の話も、この委員会でもたくさん意見が出ています。常に議論になるのは、私は、ストックとフローの部分で、今の再建法がフローだという御指摘はこの間の十六日に

もさせていただきました。

いろいろ話を整理していくと、今まで財政再建団体に指定をされた団体、これからされるであろうという自治体は、ほとんどが、土地開発公社であるとか町立病院であるとか、そういういわゆる第三セクター、公社的な、公営企業的なところのスタートをしたような感じがいたします。一番最近再建団体であった福岡の赤池町でも、行き詰まった原因は土地開発公社と町立病院が抱えた巨額の債務であったという指摘が、町のホームページでもございます。

やはり、大臣もいつも言っているように、これからは総務省、国が自治体のいろいろな会計予算を管理するのではなくて、住民から見える形で

と、繰り返し大臣もお触れになっております。そのためにも、いわゆる普通会計と公営企業も含めた全体の予算のやはりあり方が住民や市民の方に見えないと、その全体像がどうなっているんだということになる。町民や市政便りを、いろいろな自治体のものを見ますが、なかなかその全体像が見えるような仕組みにはなっていませんし、総務省がお出しになっている地方財政白書にも、そういう観点からの数字、また分析もなされていないような感じがいたします。

大臣、土地開発公社についても住宅供給公社についても、かなり赤字を抱えている公社がたくさんあります。あわせて、それが起因になりながら、平成十六年度の普通会計の決算、これは普通会計ですが、実質赤字になった団体が既にもう二十六ある。これはある意味では、再建団体予備軍と言ったら大変失礼な言い方かもしれませんが、それに準ずる扱いになりながら対応していかねばいけない部分だと思えます。

ぜひ連結決算的なものをつくりながら、要するに住民側や、これから地方債を許可制から協議制に変えていくということでは、自治体の責任がより重くなるわけですから、総務省としても、普通会計といわれる公営企業会計も含めて、物が一緒に見えるような工夫をぜひしていただきたいと思

います。大臣、いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 今の委員の御指摘は、私自身、本当に全く同じ考えを持って、ぜひ推進をしてまいりたいというふうに思っております。

委員今のお話の中で、まず第三セクターや地方の公社の話がございました。また、普通会計決算と公営企業会計の連結の話もございました。これとは別に、ある種根拠は同じ問題でございまして、ともに、しっかりとストックの概念で情報を把握して、情報を開示していかなければいけないということだと思えます。昨日来議論をいただき

ました点でも、ストックの概念がいわゆる再建の中になかった、ストックの概念がないということとそういった連結のバランスシートがないという

ことは、まさに表裏一体であるというふうに私は思っております。

基本的には、こういうことは一種のリスク管理のためにやるわけですから、リスクが第三セクター等々に潜んでいる場合に、それを含めてやはり考えないというのは、リスク管理できないわけですから、これはいわゆる一般会計だけのバランスシートをつくっても余り意味はないわけ

でございます。

実は、そういう指摘はまさに例の懇談会でも非常に厳しくなされておまして、総合的にしつかりとそうした問題に対しては対応をしていくつもりでございます。これまでも種々そういった努力はしてきたわけでありまして、さらにいろいろな意味でスピードアップをしなければいけないという思いでおります。

公会計、情報開示といった問題について、新たに専門家を集めて急いで議論をしようというふうな体制も今とりつづけております。ぜひそうした方向で私自身は向かいたいと思っておりますので、御指摘のありました第三セクターの話、債務保証のものもあれば出資のものもあるし、損失補償契約の場合もある。いろいろなものをしっかりと把握していくことが必要であるというふうに思っております。

○後藤(倉)委員 大臣、もう時間がなくてあれなんです、簡潔にお話をさせていただき

今、二百四兆円を超えるほどのいわゆる地方債務がございます。あわせて、行政サービスを毎日毎日しながら対応しなければならぬ自治体の現実もございます。そんな中で、アメリカでは、もちろん州の独立性が高いということも当然違いがありますが、いわゆるバランスバジェット・リンクワイアメントということで、かなり強力に、州の憲法も含めて、年度内での予算の均衡を義務づける法律の規定がほとんどの州でござい

ます。

ただ、行き過ぎると、厳しい歳出削減が増税ということ、バランスが崩れれば即そういう対応。特に、二〇〇一年の同時テロと、アメリカも

ITバブルが崩壊をして、これが同時に起こったということで、景気後退局面に直面したときには、例えば、オレゴン州では授業の日数を短縮したり囚人の仮釈放をしたり、ケンタッキー州では九百人の囚人を刑期前に保釈したり、オハイオ州では一万七千人の子供の児童手当を一挙になくしたとか、かなり強制的なことをし、あわせて個人所得税や小売売上税の増税というものをしながら、強制的に一年間で収支を合わせちゃうというふうなことをしました。

これは、日本の今の交付税も含めた体系の中では大変難しいと思います。ただ、大臣が繰り返しお話しになって、私もそう思っています。いわゆるストックの部分も含めて、どう上手に、長期の、巨額な、二百兆を超える債務とつき合いをしながら、実際行政サービスを行うという、どんな形で対応していくのか。これはまさに、国民、住民の方の信頼を得つつ、財政再建をしながら行政サービスの提供をする、大変難しい問題なんです。

最近、東京大学の神野先生たちが、新たな財政再建論ということで論文もお書きになっているようでありますが、この中に、これ以上財政赤字をふやさないと、すぐに財政赤字を返さないという立場と。私はむしろ、これ以上財政赤字をふやさず、すぐには財政赤字を返せないという立場というふうに思いながら、これから、六月に大臣が中心になつて提案をされていく財政諮問会議の御議論も含めて、ぜひこの立場を、要するに、日本的なスタンスというものをきちっと設けながら、一度にアメリカ的にどすんと落とすというような手法ではない形で対応をお願いしたいと思うんですが、改めて大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 重要な点を御指摘いただきました。ありがとうございます。

財政の健全化というのは、確実に、堅実にやっていたかなければいけない、しかし絶対に急ぎ過ぎてはいけない、これはもう大鉄則だというふう

うに私自身は思っております。

実は、そういう観点から、五年前に、まず基礎的財政収支だということを申し上げたわけなんです。ストックを減らしたいというふうな財政当局は思うわけですね、借金を減らしたい。でも、いきなりストックを減らそうと思うと、必ず失敗します。だから、基礎的財政収支を改善することの意味は、ストックを減らすことではないんです。ストックがGDP比でこれ以上ふえないようにするところまでまず持っていきたいというのが基礎的財政収支、プライマリーバランスの考え方ですので、私自身は、いきなりストックを減らすということに入っては絶対にいけないという思いです。やってまいりました。まさに基礎的財政収支というのはフローなわけですから、そういうフローの目標をつくることによって結果的にストックが無限に拡大していくのを防ぐ、これがプライマリーバランスの意味です。これをまず実現することが大原則で、どこの国もやはりそうやってきたんです。

しかし、ちょっとこれがよくなると、いきなり、ストックを減らせストックを減らせという議論が、どうしても財政的な発想からは出てくる。私は、プライマリーバランスを改善した後で、つまりストックの増加を抑えた後で緩やかにストックを減らしていくという議論は出てき得ると思いますけれども、それを急ぎ過ぎてはいけません。

しかも、重要なのは、ストックの絶対額を減らすということもある程度は必要かもしれませんが、むしろそれよりも、GDPといいますが、所得をふやして、所得に対する債務の比率が結果的に下がってくるという状況を導き出すのが、私はやはり経済運営の常道であると思っております。残念ながら、財政当局に関してはこういう常識的な議論がなかなか通じないのでありますけれども、しっかりと対応していきたいと思っております。

○後藤（倉）委員 大臣、その点についてはまた議論をさせていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○中谷委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時六分散会